平成２７年（フ）第１３４号
札幌市白石区川下５条３丁目１番９―203号
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
北海道名寄市西３条南４丁目12番地１　グンマアパート１号室
債務者　坂口　敬明
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１５号
群馬県前橋市六供町１丁目３番地８　Ｃａｓａ友202号
債務者　戸塚　崇之
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
群馬県高崎市石原町1519番地　市住１棟３号
債務者　今井　雅子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３４３号
埼玉県熊谷市樋春2069番地59
債務者　松原　恭弘
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３４５号
埼玉県児玉郡神川町大字元原10番地１　平成荘Ｃ－３
債務者　笹渡ジョセフィンこと　ササワタリジョセフィン　サバンダル
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎４棟204号
債務者　遠田　　隆
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８号
愛知県江南市般若町前山160番地　タウニーカワムラ201号
債務者　髙橋　晶造
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２５７号
京都市北区上賀茂畔勝町８番地
債務者　藤崎　進一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
京都市中京区壬生東大竹町40番地　ダイアモンテ壬生101号
債務者　**今**井　輝雄
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
京都府城陽市奈島久保野108番地
債務者　坪井　綾子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
京都市伏見区東大手町785番地　大林マンション101号
債務者　井上　善資
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地３―313
債務者　**所**司　　保
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
京都市北区衣笠鏡石町12番地３
債務者　竹の小路石**原**商店こと　石**原**　　毅
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
京都市中京区西ノ京船塚町17番地
債務者　大西　織江
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
京都府宇治市木幡御蔵山45番地の50
債務者　浅野　浦乃
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
京都市中京区西洞院通六角下る池須町409番地　ラヴィール西洞院202、前住所京都市中京区壬生梛ノ宮町13番地28
債務者　成田　慶正
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係